

令和7年度
鳴門市国民健康保険運営協議会
議案書

◎日時 令和8年2月12日(木) 13:30～

◎会場 鳴門市役所本庁舎2階 大会議室

1. 会議次第

(1) 開会

(2) 市長あいさつ

(3) 会長あいさつ

(4) 議事録署名委員選任

(5) 議事

第1号議案 令和7年度国民健康保険特別会計決算見込みについて

第2号議案 令和8年度国民健康保険運営方針（案）について

第3号議案 令和8年度国民健康保険特別会計予算（案）について

第4号議案 鳴門市国民健康保険条例の一部改正について

(6) 閉会

【第1号議案】

令和7年度 国民健康保険特別会計決算見込みについて

(歳入)

(単位：千円)

区 分		予算額 (A)	決算見込額 (B)	差引増減 (B-A)	説 明	
国 保 料	一 般 現 年	医 療 分	835,051	853,651	18,600	保険料のうち国保事業費納付金（医療給付費分）等に充てられるものです
		後 期 支 援 分	284,060	257,060	△ 27,000	保険料のうち国保事業費納付金（後期高齢者支援金分）に充てられるものです
		介 護 分	97,447	86,447	△ 11,000	保険料のうち国保事業費納付金（介護納付金分）に充てられるものです
	一 般 過 年	医 療 分	19,364	19,364	0	前年度までに納付されなかった保険料です（滞納繰越）
		後 期 支 援 分	4,511	4,511	0	
		介 護 分	2,662	2,662	0	
	小 計		1,243,095	1,223,695	△ 19,400	
合 計		1,243,095	1,223,695	△ 19,400		
督 促 手 数 料		100	100	0		
国 庫 支 出 金	国 庫 補 助 金	社会保険・税番号制度システム 整備費補助金	0	273	273	マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広報等 事業に対する補助金です
		子ども・子育て支援事業費補助 金	0	8,811	8,811	子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステム改 修事業に対する補助金です
	合 計		0	9,084	9,084	
県 支 出 金	保 険 給 付 費 等 交 付 金	普通交付金	4,659,900	4,659,900	0	県が市町村に交付する交付金のことで、市町村が保険給付に 要した費用について交付される普通交付金と、市町村の財政 状況などに応じて交付される特別交付金があります
		特別交付金	107,344	117,344	10,000	
		小 計	4,767,244	4,777,244	10,000	
	合 計		4,767,244	4,777,244	10,000	
一 般 会 計 繰 入 金	保 険 基 盤 安 定 繰 入 金		237,216	220,990	△ 16,226	低所得者を対象とした保険料軽減相当額について一般会計か ら繰り入れるものです
	保 険 者 支 援 制 度 繰 入 金		139,205	139,981	776	
	職 員 給 与 費 等		80,765	74,027	△ 6,738	国民健康保険関係職員に係る費用です
	出 産 育 児 一 時 金		10,000	6,976	△ 3,024	出産育児一時金の財源として一般会計から繰り入れるものです
	財 政 安 定 化 支 援 事 業		84,320	83,259	△ 1,061	国保会計の安定化のために一般会計から繰り入れるものです
	そ の 他 (事 務 費 分)		65,928	50,157	△ 15,771	国民健康保険関係事務に係る費用です
	未 就 学 児 均 等 割 保 険 料 繰 入 金		1,914	1,858	△ 56	未就学児に係る均等割保険料軽減相当額を一般会計から繰り入れる ものです
	産 前 産 後 保 険 料 繰 入 金		448	745	297	出産する被保険者に係る所得割、均等割保険料軽減相当額を一般 会計から繰り入れるものです
合 計		619,796	577,993	△ 41,803		
諸 収 入	延 滞 金		1,600	1,600	0	
	第 三 者 納 付 金 ・ 返 納 金		10,040	10,040	0	交通事故等第三者が負担すべき医療費について第三者から納 付されたものや不当利得等による医療費の返納金です
	利 子 及 び 配 当 金		280	590	310	財政調整基金の運用利子です
	デ ジ タ ル 基 盤 改 革 支 援 補 助 金		14,646	14,646	0	
	そ の 他 雑 入		0	0	0	
	合 計		26,566	26,876	310	
繰 越 金		2,000	47,438	45,438	前年度会計からの繰越金です	
財 政 調 整 基 金 繰 入 金		0	0	0		
		0	0	0		
歳 入 合 計		6,658,801	6,662,430	3,629		

令和7年度 国民健康保険特別会計決算見込みについて

(歳出)

(単位：千円)

区 分		予算額 (A)	決算見込額 (B)	差引増減 (B-A)	説 明		
総務費	一般管理費	職 員 給 与 費	46,853	44,625	△ 2,228	国民健康保険関係職員(資格・給付)に係る費用です	
		電 算 共 同 処 理 関 係 費	21,834	21,834	0	国保連合会の共同処理に係る費用です	
		そ の 他 事 務 費	8,351	8,351	0	国保事業の運営に係る一般管理費用です	
		医 療 費 適 正 化 特 別 対 策 事 業 費	11,932	11,932	0	医療費適正化のためのレセプト点検等の費用です	
		基 金 積 立 金	280	591	311	財政調整基金への積立金です	
		連 合 会 負 担 金	12,112	12,112	0	国保連合会への業務委託のための負担金です	
		小 計	101,362	99,445	△ 1,917		
	賦課徴収	職 員 給 与 費	29,849	29,499	△ 350	国民健康保険関係職員(賦課・収納)に係る費用です	
		賦 課 徴 収 費	26,055	26,115	60	国民健康保険料の賦課・徴収事務に係る費用です	
		収 納 率 向 上 特 別 対 策 事 業 費	16,714	16,714	0	保険料収納率向上に係る費用です	
		小 計	72,618	72,328	△ 290		
	運 営 協 議 会 費	399	399	0	運営協議会に係る費用です		
	合 計	174,379	172,172	△ 2,207			
保険給付費	療養諸費	一 般	療 養 給 付 費	3,921,902	3,921,902	0	療養費用(医療・薬剤等)のうち、個人負担分を除いた残りを保険給付するものです
			療 養 費	38,671	38,671	0	補装具の費用など被保険者が一時立て替えて支払い、その後申請により保険給付するものです
		小 計	3,960,573	3,960,573	0		
		審 査 支 払 手 数 料	19,837	19,837	0	レセプトの審査に係る費用です	
		計	3,980,410	3,980,410	0		
	高額療養費	一 般 高 額 療 養 費	679,170	679,170	0	医療費の1か月の自己負担額が限度額を超えた場合に、その超えた額を保険給付するものです	
		一 般 高 額 介 護 合 算 療 養 費	500	500	0	1年間に「医療」と「介護」の両方に自己負担があり、その額が限度額を超えた場合に、超えた額を保険給付するものです	
		計	679,670	679,670	0		
	移 送 費	10	10	0	疾病等により移動困難な患者が、医師の指示により、緊急に入院・転院の必要があり、移送された場合に給付するものです		
	出 産 育 児 一 時 金	15,000	15,000	0	被保険者の出産に対して給付するものです		
	出 産 育 児 一 時 金 支 払 手 数 料	7	7	0	出産育児一時金の支払に係る国保連合会への手数料です		
	葬 祭 費	2,400	2,400	0	被保険者の死亡に伴い給付するものです		
	傷 病 手 当 金	63	63	0	新型コロナウイルス感染症等により休業した被用者に対して給付するものです		
合 計	4,677,560	4,677,560	0				
国保事業費納付金	医 療 給 付 費 分	1,217,097	1,217,097	0	保険給付費などの見込額から、国や県の公費で賄われる部分を除いた額を基本に、市町村の医療費水準や所得水準を考慮して県が市町村ごとに決定します。市町村は保険料などにより、納付金を納めます。		
	後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	368,508	368,508	0			
	介 護 納 付 金 分	131,653	131,653	0			
	合 計	1,717,258	1,717,258	0			
保健事業費	保 健 事 業 費	31,220	30,920	△ 300	人間ドック等被保険者の健康増進等に関する費用です		
	特 定 健 診 等 事 業 費	52,234	52,234	0	特定健診・特定保健指導に係る費用です		
	合 計	83,454	83,154	△ 300			
諸支支出金	保 険 料 還 付 金	4,000	4,000	0			
	償 還 金	150	150	0			
	国庫返納金(国保努力支援交付金返還金)	0	2,021	2,021	前年度清算に伴う返還金です		
	県返納金(国保保険給付費等交付金返還金)	0	4,115	4,115			
	合 計	4,150	10,286	6,136			
予 備 費	2,000	2,000	0				
歳 出 合 計	6,658,801	6,662,430	3,629				

令和8年度 国民健康保険運営方針（案）について

国民健康保険制度は、被用者保険の被保険者等を除くすべての者を被保険者とする公的医療保険制度であり、国民皆保険制度の中核をなし、最後の砦として重要な役割を果たしています。

しかしながら、市町村国保における被保険者の状況として、年齢構成が高く、一人当たりの医療費水準が高いこと、所得水準が相対的に低いことから、所得に占める一人当たり保険料の負担割合が高いこと、また、被保険者数が減少傾向にあることや、保険料収納率の状況などから、財政運営が不安定になるリスクが高いなど、構造的な課題を抱えており、厳しい財政状況が続いています。

平成30年度から、都道府県が市町村とともに国民健康保険の運営を担い、国民健康保険の財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの事業運営において中心的な役割を担う一方、市町村においても、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かい事業を引き続き担っています。

今後も国民健康保険の安定的な運営の確保に向けて、県と連携しながら効果的かつ効率的に推進し、以下に掲げる事業を重点的に実施していきます。

1. 保険料収納率向上対策

(1) 滞納者対策

滞納者に対する文書催告又は夜間を利用した納付相談窓口の開設等により、納付交渉を随時行い接触機会の確保に努めます。

また、財産調査を実施し、納付能力の把握を的確に行う等により、収入未済額の縮減を図ります。

● 収納率

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
現年度分	96.39%	96.09%	96.58%	96.37%
滞納繰越分	28.19%	28.58%	35.11%	39.58%
全体分	90.99%	91.05%	91.83%	92.43%
収納率目標（県）※	95.50%	95.50%	95.50%	96.00%

※令和2年度から令和5年度まで 県現年度分収納率目標は95.5%

※令和6年度から 県現年度分収納率目標は96.0%

(2) 口座振替利用の促進

納付書や保険料更正通知発送時に口座振替郵送用依頼書を同封し、口座振替加入の促進に努めます。

● 普通徴収に占める口座振替の割合

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
世帯数の割合	45.1%	47.9%	46.9%	47.2%

(3) 資格の適正化

年金情報等を活用した社会保険等他保険加入状況の調査を行い、他保険加入が認められる者に対し、国民健康保険の資格喪失届を勧奨することで、資格の適正化による適正な賦課を図ります。

2. 医療費適正化の推進

(1) レセプト点検の充実

引き続き国保連合会と本市によるレセプト点検を実施し、医療費の適正化を図ります。

●レセプト資格・内容点検による実績

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
資格	件数 (件)	754	522	577
	金額 (千円)	9,782	9,990	13,080
内容	件数 (件)	675	1,173	548
	金額 (千円)	2,355	2,223	1,796
合計	件数 (件)	1,429	1,695	1,125
	金額 (千円)	12,137	12,213	14,876
財政効果額 (1人あたり)	金額 (円)	1,990	1,362	3,610

(2) 後発医薬品 (ジェネリック医薬品) の普及・啓発

国保連合会の共同事業により、年4回 (4・6・8・10月) 後発医薬品利用差額通知を送付し、患者負担の軽減と医療費抑制を図ります。

●使用割合実績 (数量シェア)

使用割合	令和5年3月診療分	令和5年9月診療分	令和6年3月診療分	令和6年9月診療分	令和7年3月診療分
市	74.0%	75.7%	76.7%	79.5%	84.4%
県平均	73.4%	74.4%	76.8%	78.8%	83.5%
県内における本市の順位	16位	17位	17位	18位	14位
全国平均	80.9%	81.9%	82.7%	84.2%	88.4%

(3) 重複・多剤投与者に対する取組み

国保連合会の共同事業により、年2回 (7・12月) 重複・多剤服薬通知を送付します。

レセプト情報から重複・多剤投与者を抽出し、該当者に服薬情報を提供して、適正な服薬と健康の保持増進を図ります。

●重複・多剤服薬情報通知実績

送付月	通知件数	対象期間
令和7年 7月	364	令和6年12月～令和7年3月診療
令和7年 12月	156	令和7年 5月～令和7年8月診療

3. 保健事業の推進

データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画に基づき、糖尿病等生活習慣病の発症予防や、虚血性心疾患・脳血管疾患・糖尿病性腎症等の重症化予防を図るため、特定健康診査・保健指導事業を実施します。

(1) 特定健康診査・特定保健指導実施率の向上

●特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の推移

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
特定健康診査	対象者	9,951人	9,295人	8,703人	8,138人	
	受診者数	3,878人	3,569人	3,378人	3,288人	
	受診率	39.0%	38.4%	38.8%	40.4%	
	目標値	50%	55%	60%	45%	
県内における本市の順位		17位	16位	16位	16位	
特定保健指導	対象者数	480人	440人	348人	356人	
	動機づけ支援	397人	370人	287人	302人	
	積極的支援	83人	70人	61人	54人	
	実施者数	317人	313人	243人	247人	
	動機づけ支援	276人	268人	208人	219人	
	積極的支援	41人	45人	35人	28人	
	実施率	66.0%	71.1%	69.8%	69.4%	
	目標値	60%	60%	60%	60%	
	県内における本市の順位		18位	15位	18位	20位

○未受診者対策

行動経済学（ナッジ理論）の観点から、特定健康診査の個々の状況（過去の受診状況や通院状況等）を踏まえた感度の異なるグループに分類し、それぞれに合わせた勧奨通知等を実施します。

○診療情報提供事業（みなし健診）の実施

未受診者の多くが「治療中」であることから、かかりつけ医で実施された健診等結果データのうち、特定健診の基本健診項目をすべて満たす結果データを受領し、特定健診結果データとして活用することで、受診率の向上を図ります。

●みなし健診事業実績

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施者	46人	52人	40人	66人	123人

(2) 集団健診及び二次検査の実施

がん検診と同日実施の集団健診において、引き続き頸部超音波検査・前立腺がん検査をオプション検査として実施し、特定健診男性利用者の確保に努めるとともに、被保険者の健康意識の高揚を図ります。

頸部超音波検査については、特定健診受診者のうち特定保健指導対象者に対し、頸動脈の肥厚やプラーク状況を把握し生活改善につなげるための二次検査を実施します。

また、特定健診の結果で糖尿病が疑われる方には、二次検査として75g糖負荷試験を行い、糖尿病の早期発見につなげます。

●各検査内容

検査項目	検査内容
頸部超音波検査	動脈硬化の状態を調べる検査で、動脈の壁の厚さ等を測る検査
前立腺がん検査	前立腺がんを早期発見するために、タンパク質の一種であるPSA値を調べる検査
75g糖負荷試験	一定量のブドウ糖を投与し、時間を追って血糖値やインスリン量を測定し、糖尿病であるかどうかの検査
ヤング健診	20歳から39歳までを対象とした健康診査

(3) 人間ドック・脳ドック助成事業の実施

被保険者の疾病予防、早期発見、早期治療を目的に実施します。

●人間ドック・脳ドックの定員・費用助成

受診年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	費用額
人間ドック	定員	380	380	380	受診費用の 2割程度
	申込者数	403	388	391	
	倍率	1.06	1.02	1.03	
脳ドック	定員	120	120	120	
	申込者数	154	129	109	
	倍率	1.28	1.08	0.91	

(4) 他医療保険者との連携強化

他の医療保険者との意見調整・交換が行われる保険者協議会において、保健事業に関する情報、医療費データ・健診データ等に関する情報の収集、共同分析、活用等を実務レベルで検討することにより、保険者間の問題意識の共有、健康づくり等の取組の推進を図ります。

また、協会けんぽ徳島支部との健康づくりに関する協定に基づき、健康づくりに向けた取組について連携・協力を進めていきます。

4. 広報活動の推進

国民健康保険制度の周知を図るため、広報誌、市公式ウェブサイト、LINE等のメディア媒体を利用し、啓発を行うとともに、制度改正等については実施時期に合わせ、被保険者に分かりやすい案内ができるように努めます。

【第3号議案】

令和8年度 国民健康保険特別会計予算（案）について

（歳入）

（単位：千円）

区 分			R7当初予算 (A)	R8当初予算 (B)	差引増減 (B-A)	説 明	
国 保 料	一 般	医 療 分	835,051	806,476	△ 28,575	保険料のうち国保事業費納付金（医療給付費分）等に充てられるものです	
		後 期 支 援 分	284,060	273,717	△ 10,343	保険料のうち国保事業費納付金（後期高齢者支援金分）に充てられるものです	
		介 護 分	97,447	90,158	△ 7,289	保険料のうち国保事業費納付金（介護納付金分）に充てられるものです	
		子 ど も 分	0	33,833	33,833	保険料のうち国保事業費納付金（子ども・子育て支援納付金分）に充てられるものです	
	過 年	医 療 分	19,364	18,433	△ 931	前年度までに納付されなかった保険料です（滞納繰越）	
		後 期 支 援 分	4,511	5,988	1,477		
		介 護 分	2,662	2,726	64		
	合 計			1,243,095	1,231,331	△ 11,764	
	督 促 手 数 料			100	40	△ 60	
	県 支 出 金	保 険 給 付 費 等 交 付 金	普 通 交 付 金	4,659,900	4,384,955	△ 274,945	県が市町村に交付する交付金のことで、市町村が保険給付による費用について交付される普通交付金と、市町村の財政状況などに応じて交付される特別交付金があります。
特 別 交 付 金			107,344	107,572	228		
合 計			4,767,244	4,492,527	△ 274,717		
一 般 会 計 繰 入 金	保 険 基 盤 安 定 繰 入 金		237,216	220,989	△ 16,227	低所得者を対象とした保険料軽減相当額について一般会計から繰り入れるものです	
	保 険 者 支 援 制 度 繰 入 金		139,205	139,981	776		
	職 員 給 与 費 等		80,765	80,817	52	国民健康保険関係職員に係る費用です	
	出 産 育 児 一 時 金		10,000	10,000	0	出産育児一時金の財源として一般会計から繰り入れるものです	
	財 政 安 定 化 支 援 事 業		84,320	83,259	△ 1,061	国保会計の安定化のために一般会計から繰り入れるものです	
	そ の 他 （ 事 務 費 分 ）		65,928	72,836	6,908	国民健康保険関係事務に係る費用です	
	未 就 学 児 均 等 割 保 険 料 繰 入 金		1,914	1,857	△ 57	未就学児に係る均等割保険料軽減相当額を一般会計から繰り入れるものです	
	産 前 産 後 保 険 料 繰 入 金		448	744	296	出産する被保険者に係る所得割、均等割保険料軽減相当額を一般会計から繰り入れるものです	
合 計			619,796	610,483	△ 9,313		
諸 収 入	延 滞 金		1,600	1,600	0		
	第 三 者 納 付 金 ・ 返 納 金		10,040	10,040	0	交通事故等第三者が負担すべき医療費について第三者から納付されたものや不当利得等による医療費の返納金です	
	利 子 及 び 配 当 金		280	547	267	財政調整基金の運用利子です	
	デ ジ タ ル 基 盤 改 革 支 援 補 助 金		14,646	0	△ 14,646		
	そ の 他 雑 入		0	0	0		
	合 計			26,566	12,187	△ 14,379	
繰 越 金			2,000	2,000	0	前年度会計からの繰越金です	
財 政 調 整 基 金			0	0	0		
繰 上 充 用 金			0	0	0		
歳 入 合 計			6,658,801	6,348,568	△ 310,233		

令和8年度 国民健康保険特別会計予算（案）について

(歳出)

(単位：千円)

区 分		R7当初予算 (A)	R8当初予算 (B)	差引増減 (B-A)	説 明	
総務費	一般管理費	職員給与費	46,853	45,804	△ 1,049	国民健康保険関係職員(資格・給付)に係る費用です
		電算共同処理関係費	21,834	20,728	△ 1,106	国保連合会の共同処理に係る費用です
		その他事務費	8,351	11,585	3,234	国保事業の運営に係る一般管理費用です
		医療費適正化特別対策事業費	11,932	10,172	△ 1,760	医療費適正化のためのレセプト点検等の費用です
		基金積立金	280	547	267	財政調整基金への積立金です
		連合会負担金	12,112	11,584	△ 528	国保連合会への業務委託のための負担金です
		小計	101,362	100,420	△ 942	
	総課徴収	職員給与費	29,849	30,705	856	国民健康保険関係職員(賦課・収納)に係る費用です
		賦課徴収費	26,055	17,936	△ 8,119	国民健康保険料の賦課・徴収事務に係る費用です
		収納率向上特別対策事業費	16,714	9,519	△ 7,195	保険料収納率向上に係る費用です
		小計	72,618	58,160	△ 14,458	
	運営協議会費	399	399	0	運営協議会に係る費用です	
	合計	174,379	158,979	△ 15,400		
	保険給付費	一般療養諸費	療養給付費	3,921,902	3,709,185	△ 212,717
療養費			38,671	34,042	△ 4,629	補装具の費用など被保険者が一時立て替えて支払い、その後申請により保険給付するものです
小計			3,960,573	3,743,227	△ 217,346	
審査支払手数料			19,837	19,010	△ 827	レセプトの審査に係る費用です
計		3,980,410	3,762,237	△ 218,173		
高額療養費		一般高額療養費	679,170	622,387	△ 56,783	医療費の1か月の自己負担額が限度額を超えた場合に、その超えた額を保険給付するものです
		一般高額介護合算療養費	500	500	0	1年間に「医療」と「介護」の両方に自己負担があり、その額が限度額を超えた場合に、超えた額を保険給付するものです
		計	679,670	622,887	△ 56,783	
移送費		10	10	0	疾病等により移動困難な患者が、医師の指示により、緊急に入院・転院の必要があり、移送された場合に給付するものです	
出産育児一時金		15,000	15,000	0	被保険者の出産に対して給付するものです	
出産育児一時金支払手数料		7	7	0	出産育児一時金の支払に係る国保連合会への手数料です	
葬祭費		2,400	2,400	0	被保険者の死亡に伴い給付するものです	
傷病手当金		63	63	0	新型コロナウイルス感染症等により休業した被用者に対して給付するものです	
合計	4,677,560	4,402,604	△ 274,956			
国保事業費納付金	医療給付費分	1,217,097	1,168,826	△ 48,271		
	後期高齢者支援金等分	368,508	356,410	△ 12,098	保険給付費などの見込額から、国や県の公費で賄われる部分を除いた額を基本に、市町村の医療費水準や所得水準を考慮して県が市町村ごとに決定します。市町村は保険料などにより、納付金を納めます。	
	介護納付金分	131,653	123,808	△ 7,845		
	子ども・子育て支援納付金分	0	33,833	33,833		
合計	1,717,258	1,682,877	△ 34,381			
保健事業費	保健事業費	31,220	34,154	2,934	人間ドック等被保険者の健康増進等に関する費用です	
	特定健診等事業費	52,234	63,804	11,570	特定健診・特定保健指導に係る費用です	
	合計	83,454	97,958	14,504		
諸支出金	保険料還付金	4,000	4,000	0		
	償還金	150	150	0	還付保険料に付随する加算金などです。	
	合計	4,150	4,150	0		
予備費	2,000	2,000	0			
歳出合計	6,658,801	6,348,568	△ 310,233			

【第4号議案】

(1) 国民健康保険法施行令の一部改正について

「令和8年度税制改正の大綱」(令和7年12月26日閣議決定)において、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することとされたことに伴い、国民健康保険料についても同様の措置を講ずるため、国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)の一部を改正することとされました。

① 国民健康保険料の基礎賦課額(医療分)に係る賦課限度額の引き上げ

(令和8年4月1日から施行)

国民健康保険料のうち、基礎賦課額(医療分)に係る賦課限度額について、66万円から67万円に、引き上げることとしたこと。

○賦課限度額の引き上げ

[現行] 賦課限度額 109万円

(医療分 66万円、後期支援金分 26万円、介護分 17万円)

[改正後] 賦課限度額 110万円

(医療分 67万円、後期支援金分 26万円、介護分 17万円)

なお、後期支援分・介護分については、現行のままとなります。

② 被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減するための所得基準額の引き上げ

(令和8年4月1日から施行)

低所得者に対し応益分保険料(均等割、平等割)を軽減するための所得判定基準について、5割軽減の基準のうち被保険者数に乗ずる金額を30万5千円から31万円に、2割軽減の基準のうち被保険者数に乗ずる金額を56万円から57万円に、それぞれ引き上げることとしたこと。

○所得判定基準の引き上げ

5割軽減 [現行] $43 \text{万円} + 30.5 \text{万円} \times \text{被保険者数}$ ※

[改正後] $43 \text{万円} + 31 \text{万円} \times \text{被保険者数}$ ※

2割軽減 [現行] $43 \text{万円} + 56 \text{万円} \times \text{被保険者数}$ ※

[改正後] $43 \text{万円} + 57 \text{万円} \times \text{被保険者数}$ ※

※被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

(2) 子ども・子育て支援納付金について

「子ども・子育て支援金制度」は、児童手当拡充などの支援策強化に向け、全世代・全経済主体が社会全体で子育てを支えるための新たな仕組みです。

国民健康保険においても、令和 8 年度から従来の医療分・後期分・介護分に加えて、新たに子ども分が保険料に加わり、所得等に応じて徴収されます。

これに伴い、国民健康保険を含む全ての医療保険者は、加入者から「子ども・子育て支援納付金分(子ども分)」を徴収し国へ納付することが義務付けられました。

鳴門市においても、令和 8 年度から国民健康保険料に「子ども分」が新たに加わり、「子ども・子育て支援納付金」として納付いただくこととなります。

なお、この保険料は、令和 8 年度から 3 年間で段階的に上げられることが予定されています。

○国民健康保険条例の改正について

これまでの国民健康保険料に上乗せする形でご負担いただくことになるため、鳴門市国民健康保険条例に、子ども・子育て支援納付金の賦課徴収等に係る事項を改正する予定です。

主な改正事項

①算定方式 3方式(所得割・均等割・平等割)

②賦課割合 次のとおり

区分	応能分	応益分	
	所得割	均等割	平等割
子ども分	45%	38%	17%

③R8限度額は3万円です。

④未成年者(令和8年度の場合、平成 20 年 4 月 2 日生まれ以後の者)については、均等割は全額軽減されます。

○具体的な保険料率について

令和 8 年度における子ども・子育て支援納付金に係る保険料率について、県から示された必要となる納付金をもとに試算しました。

区分	応能分	応益分	
	所得割率	均等割額	平等割額
子ども分	0.28%	1,300円	900円

(3) 資産割の賦課割合の変更について

○賦課割合について

国民健康保険料については、被保険者の保険料負担能力に応じて賦課される応能分（所得割、資産割）と、受益（保険診療を受ける等）に応じて等しく被保険者に賦課される応益分（被保険者均等割、世帯別平等割）から構成されています。これらの構成の割合である賦課割合は、条例で規定しており、現在の構成は、次のとおりです。

区分	応能分		応益分	
	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	46%	10%	29%	15%
支援分	46%	10%	29%	15%
介護分	40%	10%	35%	15%

○賦課割合の変更について

現在、本市における国民健康保険では、被保険者間における負担の公平性の観点から、所得割を補完する役割を果たすものとして、資産割を採用しています。

しかしながら、資産割の対象となる資産には、住宅等の収益性の無い資産が多くあり、負担能力とは必ずしも一致せず、低所得者にとっては負担が重いものとなっています。

このことから、資産割の賦課割合を変更して、全体として保険料負担を平準化してくものです。

なお、資産割の賦課割合を減少させる場合、その減少分を所得割、均等割、平等割のいずれかに割り当てる必要があるため、次のように割り当てることとします。

<変更前>



<変更後>

区分	応能分		応益分		応能分		応益分	
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	46%	<u>10%</u>	<u>29%</u>	<u>15%</u>	46%	<u>5%</u>	<u>32%</u>	<u>17%</u>
支援分	46%	<u>10%</u>	<u>29%</u>	<u>15%</u>	46%	<u>5%</u>	<u>32%</u>	<u>17%</u>
介護分	40%	<u>10%</u>	<u>35%</u>	<u>15%</u>	40%	<u>5%</u>	<u>38%</u>	<u>17%</u>

○令和8年度保険料率（仮）について

①現在の賦課割合を変更しない場合と、②改正案の賦課割合に変更した場合で、令和8年度の保険料率を試算しました。

①変更無し（令和8年度（仮）保険料率）

区分	応能分		応益分	
	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額
医療分	8.63%	34.59%	28,000円	23,300円
支援分	2.83%	11.47%	9,500円	8,000円
介護分	2.25%	13.18%	12,300円	6,300円

②変更有り

区分	応能分		応益分	
	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額
医療分	8.62%	15.67%	30,700円	26,400円
支援分	2.76%	5.13%	10,300円	8,900円
介護分	2.22%	5.69%	13,400円	7,200円

○令和8年度保険料率（仮）による試算について

モデル世帯による収入階層別保険料額を試算しました。

※モデル世帯

I. 給与収入世帯…2人世帯（ともに41歳）うち1人に給与収入あり

II. 年金収入世帯…2人世帯（ともに66歳）ともに年金収入あり

うち1人は100万円の年金収入のみ

I. 給与収入世帯

①固定資産を所有している世帯（固定資産税額5万円）

【単位：円】

世帯収入	軽減判定	変更無し	変更有り	増減	令和7年度料率で試算
100万円	7割	70,780	58,635	△12,145	59,680
160万円	5割	169,512	159,615	△9,897	156,584
230万円	2割	280,593	274,365	△6,228	274,200
300万円	無し	384,809	380,785	△4,024	344,433
400万円	無し	486,263	481,425	△4,838	469,581

②固定資産を所有していない世帯（固定資産税額0円）

【単位：円】

世帯収入	軽減判定	変更無し	変更有り	増減	令和7年度料率で試算
100万円	7割	41,160	45,390	4,230	37,170
160万円	5割	139,892	146,370	6,478	134,074
230万円	2割	260,570	270,640	10,070	251,690
300万円	無し	355,189	367,540	12,351	344,433
400万円	無し	456,643	468,180	11,537	447,071

Ⅱ. 年金収入世帯

①固定資産を所有している世帯（固定資産税額5万円）

【単位：円】

世帯収入	軽減判定	変更無し	変更有り	増減	令和7年度料率で試算
250万円	7割	54,920	45,590	△9,330	46,485
300万円	5割	130,042	122,536	△7,506	121,721
380万円	2割	253,612	248,766	△4,846	245,861
500万円	無し	392,336	388,871	△3,465	387,031
600万円	無し	488,600	484,463	△4,137	486,823

②固定資産を所有していない世帯（固定資産税額0円）

【単位：円】

世帯収入	軽減判定	変更無し	変更有り	増減	令和7年度料率で試算
250万円	7割	31,890	35,190	3,300	29,100
300万円	5割	107,012	112,136	5,124	104,436
380万円	2割	230,582	238,366	7,784	228,476
500万円	無し	369,306	378,471	9,165	369,646
600万円	無し	465,570	474,063	8,493	469,438

(4) 前納制度の導入について

○前納制度の創設について

適正な在留資格を有し、日本国内に住所を有する外国人の方が国民健康保険に加入した場合、日本人と同様に保険料を納付しなければなりません。外国人の方が帰国される際に、保険料を納付しないままになってしまうことがあります。

そこで、主に外国人による保険料の未払いを防ぐことを目的として、年間保険料を前納させることができるような制度を新たに導入いたします。

現在は、納付書が最大10枚に分かれていたところ、本市に来訪した外国人の方に対しては、年間保険料として、納付書を1枚にして、一括で納さめていただくこととします。

この前納制度の対象者は、保険料を課す前年度の1月1日時点で日本国内に住民登録をしていない人が世帯主の場合となります。

そのため、外国人であっても、1月1日時点で日本国内に住民登録がある場合は、通常の納期（10回）になります。

鳴門市国民健康保険運営協議会委員委嘱者名簿

任期 ～令和9年7月31日

	氏 名	職 名 (所 属)	備 考
公益代表委員 8名	秋 田 美 代	鳴門教育大学副学長	会長
	藤 村 松 男	鳴門市自治振興連合会 大津地区会長	副会長
	岡 香 名 芽	鳴門市議会議員	新任
	笠 原 将 吾	鳴門市議会議員	新任
	長 濱 賢 一	鳴門市議会議員	
	佐 藤 純 子	徳島県東部保健福祉局副局長兼徳島保健所長	
	鈴 江 一 生	徳島県国民健康保険団体連合会事務局次長	
	住 友 正 幸	徳島県鳴門病院病院長	
医療機関等代表委員 8名	鵜 飼 伸 一	鳴門市医師会会長	
	山 上 敦 子	鳴門市医師会副会長	
	香 川 賢 一	鳴門市医師会副会長	
	小 川 哲 也	鳴門市医師会	
	原 田 慎 史	鳴門市医師会	
	日 下 淳	徳島県歯科医師会鳴門市歯科医師会会長	
	和 田 匡 史	徳島県歯科医師会鳴門市歯科医師会副会長	
	川 根 正 則	徳島県薬剤師会鳴門支部長	
被保険者代表委員 8名	出 口 静 江		
	森 北 由 里		
	澤 口 敬 明		
	粟 田 和 美		
	勘 川 昌 宏		
	村 ふ み		新任
	清 水 順 子		
	小 川 裕 司		
被用者保険等保険者代表委員 (2名)	田 岡 誠 司	健康保険組合連合会徳島連合会常任理事	
	和 田 俊 秋	全国健康保険協会徳島支部企画総務グループ長	